

## リンパ浮腫の複合的治療等

骨子【Ⅱ－3（11）】

### 第1 基本的な考え方

リンパ浮腫に対する治療を充実するため、リンパ浮腫に対する複合的治療について項目を新設し、またリンパ浮腫指導管理料の実施職種に作業療法士を追加する。

### 第2 具体的な内容

1. リンパ浮腫に対する複合的治療に係る項目を新設する。

#### (新) リンパ浮腫複合的治療料

<u>1 重症の場合</u>	<u>200点（1日につき）</u>
<u>2 1以外の場合</u>	<u>100点（1日につき）</u>

#### [算定要件]

- (1) リンパ浮腫指導管理料の対象となる腫瘍に対する手術等の後にリンパ浮腫に罹患した、国際リンパ学会による病期分類Ⅰ期以降の患者。Ⅱ期後期以降を重症とする。
- (2) 重症の場合は治療を開始した月とその翌月は2月合わせて11回を限度として、治療を開始した月の翌々月からは月1回を限度として所定の点数を算定する。重症以外の場合は、6月に1回を限度として所定の点数を算定する。
- (3) 専任の医師が直接行うもの、又は専任の医師の指導監督の下、専任の看護師、理学療法士又は作業療法士が行うものについて算定する。あん摩マッサージ指圧師（当該保険医療機関に勤務する者で、あん摩マッサージ指圧師の資格を取得後、保険医療機関において2年以上業務に従事し、施設基準に定める適切な研修を修了した者に限る。）が行う場合は、専任の医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が事前に指示し、かつ事後に報告を受

ける場合に限り算定できる。

- (4) 弾性着衣又は弾性包帯による圧迫、圧迫下の運動、用手的リンパドレナージ、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導等を適切に組み合わせ、重症については1回 40分以上、それ以外の場合は1回 20分以上行った場合に算定する。なお、一連の治療において、患肢のスキンケア、体重管理等のセルフケア指導は必ず行うこと。また、重症の場合は、毎回の治療において弾性着衣又は弾性包帯による圧迫を行うこと（行わない医学的理由がある場合を除く。）。

#### [施設基準]

- (1) 当該保険医療機関に、次の要件を全て満たす専任の常勤医師1名及び専任の常勤看護師、常勤理学療法士又は常勤作業療法士1名が勤務していること。
- ① それぞれの資格を取得後2年以上経過していること。
  - ② 直近2年以内にリンパ浮腫を5例以上診療していること（医師の場合に限る。）。
  - ③ リンパ浮腫の複合的治療について適切な研修（座学が33時間以上、実習が67時間以上行われ、修了に当たって試験が行われるもの。）を修了していること。
- (2) 当該保険医療機関において、直近1年間にリンパ浮腫指導管理料を50回以上算定していること。
- (3) 当該保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、入院施設を有し、内科、外科又は皮膚科を標榜し、蜂窩織炎に対する診療を適切に行うことができること。

## 2. リンパ浮腫指導管理料の実施職種に作業療法士を追加する。

現 行	改定案
【リンパ浮腫指導管理料】 [算定要件] 医師又は医師の指示に基づき看護師又は理学療法士が、リンパ浮腫	【リンパ浮腫指導管理料】 [算定要件] 医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士又は作業療法士

<p>の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、(中略)算定する。</p>	<p>が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、(中略)算定する。</p>
--	---